



住み慣れたわが家の安全確保!

耐震補強工事は家族を守ります

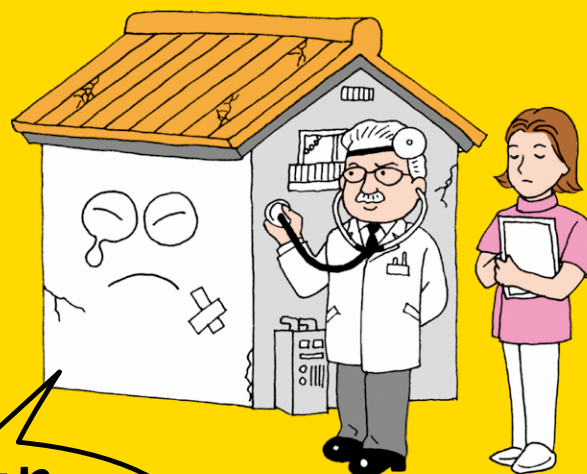
昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対する、
無料の耐震診断と、耐震補強計画・耐震補強工事を
一体で行う場合に補助金を交付しています。

耐震診断で家の耐震性を
把握しましょう。

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、8割以上の方が
建物の倒壊等による圧死・窒息死等が原因で亡くなりました。

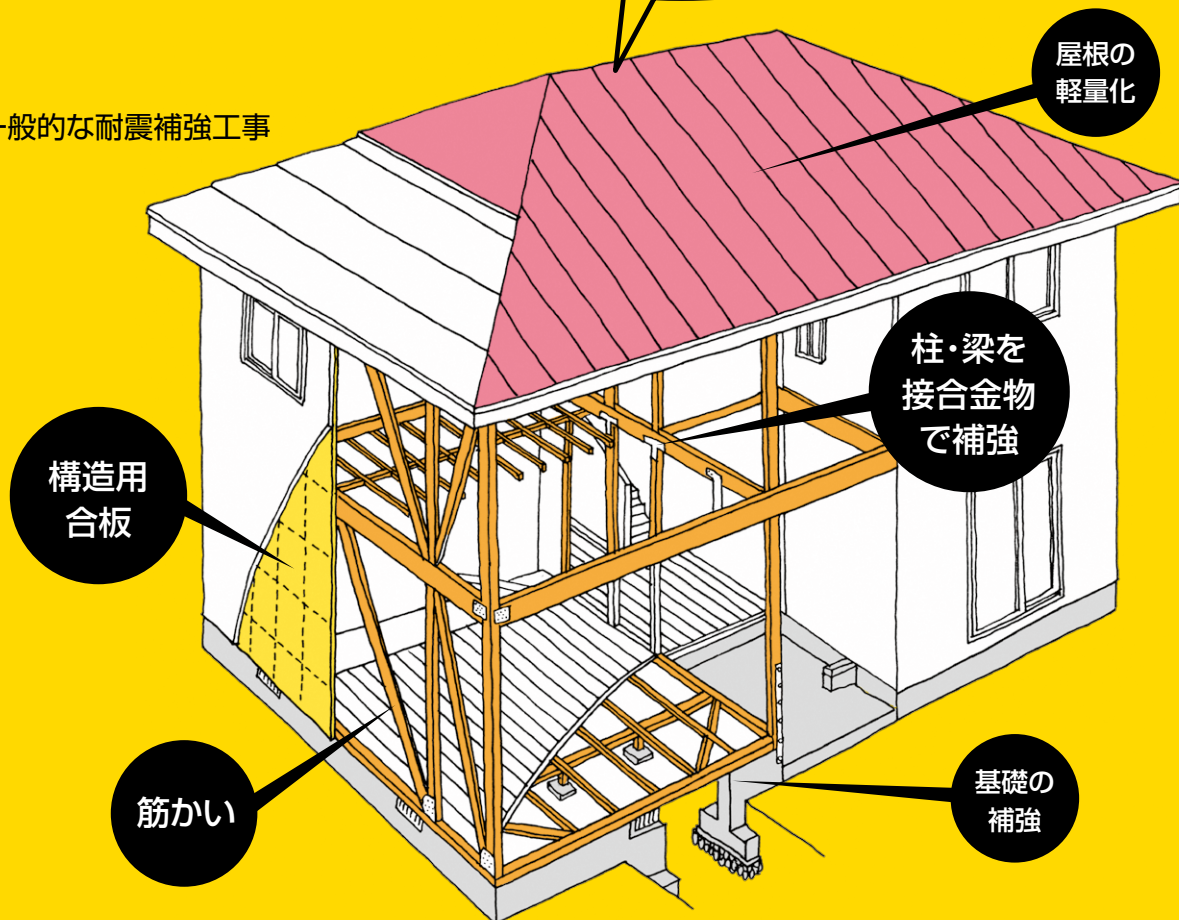
地震による住宅などの破損・倒壊は、死傷者やその後の生
活再建を困難にする被災者を生み出すだけでなく、出火・延
焼、道路閉塞などによる被害拡大につながります。

建物の倒壊を防ぐ耐震化は、自分の命を守るための第一歩
です。「助けられる人から助ける人に」——古くなった木造住宅
は耐震補強工事を行って、強い家に変えましょう。



補助あり
最大で115万円

一般的な耐震補強工事



令和8年4月1日現在

昭和56年5月以前の住宅は耐震補強工事を!!

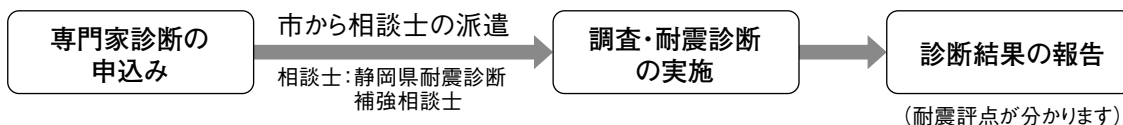
【申請は必ず事業を実施する前に行ってください】

袋井市では、予想される南海トラフ巨大地震による住宅の倒壊から一人でも多くの市民を守るため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、専門家による無料の耐震診断や耐震補強計画・工事費用の一部助成を実施しています。該当する木造住宅（在来軸組工法）に住んでいる方は、耐震診断を受け、耐震性に不安のある場合は耐震補強工事を行いましょう。また、現在の屋根が瓦屋根である場合、屋根の耐風改修補助と併用できる可能性があります。（別資料No.6参照）



1 わが家の専門家診断（無料）

※診断は1回のみとなります。再診断はできません。



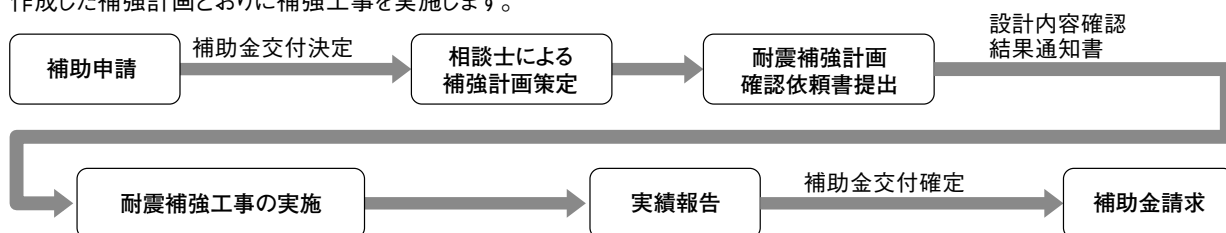
耐震評点が1.0未満の場合は、
補助制度を利用して耐震補強工事を行いましょう。

除却・建替え工事の実施（別資料No.4参照）

ここからの実施も可能です。

2 耐震補強計画の作成・耐震補強工事の実施 【補助制度】

耐震評点が1.0以上となるよう、補強計画を作成し、
作成した補強計画どおりに補強工事を実施します。



補助額：耐震補強工事の補助限度額

1,150,000円

◎耐震補強の設計費用及び工事費用は

- ①設計費用の平均約 22万円（令和3年から令和7年の平均）、
- ②工事費用の平均約 210万円（令和3年から令和7年の平均）でした。

補助制度を利用すれば、自己負担金額を減らすことが可能です。

- 耐震補強計画と耐震補強工事の両方を実施することが補助を行う条件です。
耐震補強計画策定の結果により、耐震補強工事の実施を中止する場合は、補助金の交付を受けることができません。
（耐震補強計画策定のみの補助は行えないため、計画策定分は自己負担となります。）
- 事業の進捗により、必要な提出書類が複数あります。
各書類の提出後、市から通知（交付決定通知書、設計内容確認結果通知書）が発行された後に、次工程に移行してください。
- 以前に袋井市既存建築物耐震性向上事業により耐震補強計画の策定の補助を受けており、耐震補強工事を行っていない方は、別途、市までお問い合わせください。
- 計画策定・工事着手前に補助金の申請が必要です。
（既に着手または完了している場合、過去に耐震改修工事（計画策定除く）について補助を受けている場合は対象外となります。）
- 市税を滞納している方は、補助を受けることができません。
- 原則、実施年度の2月末日までに事業完了実績報告書を提出してください。
- 予算の範囲内で補助金交付を行うため、年度途中で受付を終了する場合があります。

必要書類等

◎申請書類は市役所3階建築住宅課に用意してあります。

ホームページからもダウンロードできます。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/53/2/hojo/1616657793552.html>

